

徳島県議会政策条例検討会議
結果報告書

令和6年2月8日

徳島県子ども未来応援条例（案）

こどもは、次代を担う未来への希望、かけがえのない宝である。

こどもは、大人の支援を受けながら自立した個人として自己を確立していく権利の主体であり、生きる、育つ、守られる、参加する権利をはじめとしたこどもの権利が尊重されなければならない。

私たちはこれまで、こどもに関する各般の施策を実施し、様々な取組を着実に前に進めてきたものの、少子化の進行には歯止めがかからず、本県の人口は減少の一途をたどっている。さらに、近年、児童虐待の増加やこどもの貧困など、こどもを取り巻く環境は深刻さを増している。

このような状況に鑑み、今こそ、こどもに関する施策を社会のまんやかに据えて強力に推進し、少子化を食い止めるとともに、こどもの最善の利益を第一に考慮し、こどもの意見に耳を傾けながら、全てのこどもが未来に夢や希望をもって、伸び伸びと成長できる環境づくりに社会全体で取り組んでいかなければならない。

こうした認識のもと、子育て支援の充実強化や、その施策を支える基金等の安定的な財源の確保を図るとともに、こどもの健やかな成長の根幹をなすこどもの権利の尊重に取り組む、全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、こどもの健やかな成長への支援についての基本理念及び県が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。ただし、こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

（基本理念）

第三条 こどもの健やかな成長への支援は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとしたこどもの権利（以下「こどもの権利」という。）を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの最善の利益を考慮し、行われなければならない。

2 こどもの健やかな成長への支援は、知事その他の執行機関及び県議会並びに事業者、市町村その他の関係機関が連携するとともに、県民がその取組について関心や理解を深めることにより、社会全体で推進されなければならない。

(こどもの意見表明及び社会参加の促進並びに施策の情報提供等)

第四条 県は、こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、年齢及び成長過程に応じ社会に参加する機会を設け、その意見を尊重するとともに、こどもの主体的な活動を支援するよう努めるものとする。

2 県は、こどもに関する施策について、こども自身が理解を深めることができるよう、こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供に努めるものとする。

(こどもからの相談への対応)

第五条 県は、こどもが不安や悩みを安心して相談できるよう、関係機関等と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

(こどもの権利擁護)

第六条 県は、こどもの健やかな成長を支援するため、いじめ、虐待その他の身体的及び精神的な暴力の防止と早期発見に努めるとともに、こどもが権利侵害その他の不利益を受けた場合においては、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るよう最大限努めるものとする。

(こどもの居場所づくり)

第七条 県は、こどもが地域において安全・安心に交流し、自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりを推進するものとする。

(困難な状況のこども及び子育て家庭への支援)

第八条 県は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的困難を抱えるこどもや特別な配慮を要するこどもに対する学びへの支援、生活の安定に資する支援をはじめ、こども及び子育て家庭に寄り添ったきめ細やかな支援に努めるものとする。

(こどもの権利の広報、啓発等及び社会的気運の醸成)

第九条 県は、こどもの権利及び利益の尊重に関する理解を深めるため、広報、啓発等を推進するものとする。

2 県は、第三条に規定する基本理念が地域社会に浸透し、社会全体でこどもへの支援が推進されるよう、気運の醸成に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後おおむね四年ごとに、知事は、この条例の施行状況その他こどもに関する施策の実施状況について検証し、県議会に報告するものとする。

検証結果報告書

条 例 名	もてなしの阿波とくしま観光基本条例
総 括	
<p>本条例は、条例の基本理念を基に様々な取組が行われ、目的の推進を図っていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、定例会等において、理事者に対し、適宜注意喚起を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四国遍路や阿波おどりなど魅力ある文化資源を活用した観光コンテンツの更なる充実を図ること。 ・ 本条例の見直しについては、社会経済情勢の変化など、観光を取り巻く環境等を見極めた上で、必要に応じ、政策条例検討会議にて議論を行う。 	
ヒアリング結果（運用状況）	
実 施 策	<p>○重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国内誘客強化施策 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン旅行会社や大手旅行会社等と連携し、WEBサイトやSNSを活用した「#徳島あるでないで」キャンペーンを実施 ・ 旅行会社向けプロモーションとしてオンラインも活用した商談会、セミナー、セールス、ファミツアーの実施 ・ 「みんなで！徳島旅行割」など宿泊助成を継続的に実施することで、県内観光の需要を喚起 ・ 四国デステイネーションキャンペーンとのタイアップによる宿泊旅行商品の造成支援や独自の観光キャンペーン、モニターツアー等の実施 2 滞在型観光推進施策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内3つの地域連携DMO等と連携し、県内周遊ルートづくりを推進 3 国際観光プロモーション施策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 香港、台湾など東アジアでの旅行セミナーや商談会の開催、ドイツ、アメリカなど欧米での阿波おどり指導や現地での旅行博出展、ファミツアーの実施などアフターコロナにおける外国人誘客の推進 ・ 海外現地に影響力のある国内在住のメディアやインフルエンサーを招請し、県内観光地や宿泊施設の情報をオンライン記事やSNS等のメディアで発信 4 ニューノーマルMICE誘致促進施策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中四国以上のコンベンションを対象として、開催経費等を助成 ・ 県内の主催者や事業者を対象にハイブリッド形式のセミナーを実施 ・ 商談会へ参加し、助成制度などの支援策をPR <p>○基本施策（重点施策推進に向けた共通した取組）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光マーケティングの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県観光の現状と課題を把握・分析するため、国が実施している観光統計の活用に加え、主要観光施設における来訪意向調査を実施 ・ 観光関連事業者に対し、新型コロナウイルスの影響の実態把握調査を実施 2 安全安心な受入環境の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止を図りつつ、安全・安心に旅行できる環境整備のために、観光関連事業者が行う前向きな投資に対する支援の実施 3 観光誘客基盤の強化

	<ul style="list-style-type: none"> 4 観光関連事業者における多言語表記やW i - F i 環境整備を促進 観光人材の育成・強化 ・「観光人材の即戦力強化」、「次代の観光産業の担い手育成」、「地域で活躍する観光人材の創出」を図るため、「とくしま観光アカデミー」を開催 5 観光コンテンツの充実 ・「ワクチン・検査パッケージ」の活用など、新型コロナウイルスの感染拡大防止を徹底した上での「秋の阿波おどり」の開催 6 情報発信力の強化 ・県観光情報サイト「阿波ナビ」における、A I を活用したF A Q サービスや体験・食等の外部サイトとの連携による効果的な情報発信 7 広域観光の推進 ・「関西観光本部」や「四国ツーリズム創造機構」、「せとうち観光推進機構」と連携した観光プロモーション 																																													
<p style="text-align: center;">成 果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 延べ宿泊者数（万人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定後、H25年以降は毎年200万人を超え、制定前の平成20年水準から大きくベースアップしている。 ・ なお、H26年は四国遍路開創1200年、ヴォルティスJ1昇格など大きなトピックもあり、過去最高となる宿泊者数となった。 ・ R3年以降は、新型コロナウイルス感染症の深刻な影響により、大きく落ち込んだものの、個人客を中心に回復し、コロナ禍前の状況に戻りつつある。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H26</th> <th>H30</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>148</td> <td>280</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>現況値</td> <td>123</td> <td>287</td> <td>222</td> <td>184</td> </tr> </tbody> </table> 2 観光入込客数（万人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定後、入込客数も大きく増加し、H22年に1,900万人を超えて以降は、概ね2,000万人前後で推移している。 （最高値：H28年・2,014万人） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H26</th> <th>H30</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>2,150</td> <td>2,300</td> <td>1,980</td> </tr> <tr> <td>現況値</td> <td>1,357</td> <td>1,975</td> <td>1,932</td> <td>1,403</td> </tr> </tbody> </table> 3 外国人宿泊者数（人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光消費額の大きい外国人宿泊者数は新型コロナウイルスの感染拡大前までは、右肩上がり増加していたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う諸外国からの入国制限などの影響を受けた結果、令和2年以降は激減している。 （最高値：R元年・133,560人） ・ 本県宿泊客数のうち外国人の占める割合は、全国に比べて低い傾向にあり、R元年の統計では、来県された外国人宿泊者は香港、台湾、中国の3国・地域で6割を超えている。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H26</th> <th>H30</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>33,000</td> <td>80,000</td> <td>設定なし</td> </tr> <tr> <td>現況値</td> <td>18,540</td> <td>35,940</td> <td>116,230</td> <td>18,140</td> </tr> </tbody> </table> 		H20	H26	H30	R4	目標値	—	148	280	260	現況値	123	287	222	184		H19	H26	H30	R4	目標値	—	2,150	2,300	1,980	現況値	1,357	1,975	1,932	1,403		H20	H26	H30	R4	目標値	—	33,000	80,000	設定なし	現況値	18,540	35,940	116,230	18,140
	H20	H26	H30	R4																																										
目標値	—	148	280	260																																										
現況値	123	287	222	184																																										
	H19	H26	H30	R4																																										
目標値	—	2,150	2,300	1,980																																										
現況値	1,357	1,975	1,932	1,403																																										
	H20	H26	H30	R4																																										
目標値	—	33,000	80,000	設定なし																																										
現況値	18,540	35,940	116,230	18,140																																										
<p style="text-align: center;">課 題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国で「人口減少・少子高齢化」が進み国内市場が縮小する中、本県では全国より早い速度で進行 2 R3年度末時点の旅館・ホテル営業施設の客室数が9,519室で全国で2番目に少なく、受入のキャパシティが少ない。 3 宿泊施設、観光施設における人材が不足している。 （インバウンド・デジタル対応、サービスマインド） 4 SNSなどデジタルを活用したP Rが少ない。 																																													

<p>今後の 取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現在、「第4期・観光振興基本計画」を策定中 （「素案」まで策定、議会報告済。今後、上位計画である「県総合計画」の進捗を踏まえつつ、最終案を策定する。） 2 施策の着実な実施による、「観光消費額」と「宿泊者数」の増加、各主体の役割分担や、目標を明確にし、毎年、進行管理を行うなどの方針のもと、 <ul style="list-style-type: none"> ・「オール徳島」での観光振興の推進体制強化 ・サステナブルな観光コンテンツの充実 ・ビッグイベントの開催に向けた「観光客の受入環境整備」 ・ポストコロナ新時代に向けた「情報発信力の強化」、「誘客営業の強化」 ・戦略的なインバウンド誘客の推進 といった施策を展開していく。
-------------------	---

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（執行部）
<p>① 観光客は魅力あるコンテンツを求めており、今のトレンドは体験型。四国遍路や阿波おどりを体験できる魅力ある文化的なコンテンツを作っていく必要があるのではないか。</p> <p>（要望） 四国遍路や阿波おどり（津田の踊り）を大事にすることが、これからの徳島の売りになると思うので、是非観光コンテンツ充実の議論に入れていただきたい。</p>	<p>① 観光コンテンツの充実は、観光振興基本計画の今後の審議、検証の中での議論や、徳島県観光審議会のメンバーを交えた議論の中において、当然進めていく必要があると考えている。</p> <p>今後の第4期観光振興基本計画の作成作業において、皆さんの意見を踏まえながら議論してまいりたい。</p>
<p>② 第11条の「阿波とくしま観光の日」や「阿波とくしま観光週間」は、どういう意図、意味があって決めたのか。観光は年中の話であり、なくてもいいのではないか。</p>	<p>② 本条例は、県民が観光の重要性を理解し、本県の魅力を高める必要があるとの共通認識を持って観光振興に取り組むことを通じ、豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県経済の発展及び県民生活の向上につなげることを目的としており、「観光の日」や「観光週間」は、観光を意識付けする一つのきっかけという形で制定されたものとする。</p>
<p>③ 本条例の改正等、見直しについては、来年度の政策条例検討会議など別の議論の場で考えていくべき。</p>	
<p>④ 観光振興に365日取り組むのは当たり前の話。観光の日や観光週間は、観光を意識付けする一つのきっかけとなるので現状のままでよい。</p>	